

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十二号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「年一・〇パーセント」を「年〇・九パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。